

南丹市市民参加と協働の実施計画 令和7年度計画・実績

(令和7年4月1日現在)

目次

ページ番号	タイトル
1	第1章 この実施計画の位置付け 1. 実施計画作成の目的 2. 作成の方法 3. 計画の見直し
2	第2章 市民参加
3	(1) パブリックコメント
4	(2) 市民ワークショップ
5	南丹市 審議会等附属機関一覧
6	(3) 審議会、委員会等による調査及び審議
23	(4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座
27	(5) アンケート
28	(6) 共同研究
29	(7) 市民との協定
30	(8) その他の市民参加手続きの実施
31	第3章 協働
32	(1) 事業の委託
35	(2) 協働（共催）
36	(3) 協働（事業協力）
38	(4) 協働（支援・補助）
43	第4章 仕組み
44	(1) 情報の積極的な発信
46	(2) 意見交換の場や交流の仕組み
47	(3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み

第1章 この実施計画の位置付け

1. 実施計画作成の目的

本計画は「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」第11条の規定に基づき、市民が主体の魅力あるまちづくりを実現するため、まちづくりについて市民と行政が一緒に考え方づくりや、市民がまちづくりに参画するための情報提供をまとめ公表するものです。

2. 作成の方法

本実施計画は、令和5年度から7年度の3年間を計画期間とし、「市民参加」と「協働」そしてそれらを推進するための「仕組み」の3つの構成により作成することとし、現在、市役所の各所属で実施されている又は今後実施が予定されている施策や事業についての現状と今後の計画等を調査し、それらを取りまとめ作成します。

3. 計画の見直し

本計画の実施状況は、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第12条に定める第三者委員会に報告を行うこととし、市民ニーズや市民参画と協働の推進状況において大きな変化があれば、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、各所属で実施予定の施策や事業については毎年調査を行い更新します。

※本計画は、令和7年度の計画・実績のみ掲載したものです。

第2章 市民参加

Citizen participation

行政の施策等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で市民が主体的にさまざまな意見を述べ、提案することで、市政に対して積極的・自主的に参加し、それらを反映させる仕組みをいいます。

市の制度や計画のほとんどは行政が主体的にその制定や樹立を行っていますが、市民のみなさんが主体の魅力あるまちを実現するためには、市民のみなさんの意見が市政に反映できる仕組みづくりが必要です。その仕組みである市民参加の実現は、現代社会の多様なニーズに対応し、それぞれが満足感の高い豊かなまちづくりにも繋がります。まずは、市民と行政がそれぞれに力を入れすぎず、構えず、気軽な相談や意見交換ができる環境づくりが必要です。

1. 市民参加の手続

南丹市市民参加と協働の推進に関する条例により市民参加の手續を次に掲げるとおりとし、積極的に推進します。

- (1) パブリックコメント制度の活用を積極的に進めます。
- (2) ワークショップ委員を公募し、計画策定への参画を積極的に進めます。
- (3) 審議会等への市民公募委員の参画を積極的に推進します。
- (4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座を開催します。
- (5) ニーズ把握のためのアンケートを実施します。
- (6) 共同研究を積極的に進めます。
- (7) 市民との協定による新たなまちづくり施策等の実施を積極的に進めます。
- (8) その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。

(1) パブリックコメント

施策等の企画立案に当たり、趣旨や目的などを公表し、計画を作成している最中に市民の意見を聞き、計画自体に反映させる手続きです。投稿用紙を市役所（本庁および各支所）窓口に設置するとともに、南丹市のホームページなど様々な広報媒体を活用し意見を求めます。

計画						実績			担当課
名称	概要	前計画期間の 実施時期	実施 予定時期	意見を提出できる方	ご意見の 提出方法	実施時期	件数	備考	
隨時実施									

(2) 市民ワークショップ

行政がさまざまな計画を立案する際に市民のみなさんと一緒に検討するための「ワークショップ」を開催しています。その際、ワークショップ委員を公募し、意見を求めます。

計画							実績		担当課
名称	概要	前計画期間の実施時期	実施予定期	応募できる方	応募方法	実施時期	参加者数	備考	
こども・若者ワークショップ	「こどもまんなか社会」の実現のためこども・若者の意見表明と聴取、意見の尊重、社会的活動への参画に取り組みます。	—	未定	小学生から高校生	公募				こども家庭課

(公募は行っていないが、市民が参加したワークショップ)

実績					担当課
名称	概要	実施時期	参加者数	備考	

令和7年度 南丹市 審議会等附属機関一覧

名称	担当課
南丹市地域創生会議	企画財政課
南丹市個人情報保護審議会	総務課
南丹市交通安全対策審議会	総務課
南丹市行政不服審査会	総務課
南丹市指定管理者選定評価委員会	総務課
南丹市情報公開審査会	総務課
南丹市特別職報酬等審議会	人事課
南丹市建設事業等執行審議会	監理課
南丹市公共事業再評価審査委員会	監理課
南丹市入札監視委員会	監理課
南丹市国民保護協議会	危機管理課
南丹市消防委員会	危機管理課
南丹市防災会議	危機管理課
南丹市行政評価推進委員会	情報課
南丹市市民参加と協働の推進委員会	地域振興課
南丹市地域公共交通活性化協議会	地域振興課
南丹市国民健康保険運営協議会	市民課

名称	担当課
南丹市環境審議会	環境課
南丹市環境パートナーシップ会議	環境課
南丹市人権尊重のまちづくり審議会	人権政策課
南丹市文化センター運営審議会	人権政策課
南丹市男女共同参画社会推進委員会	人権政策課
南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会	福祉相談課
南丹市地域福祉計画推進委員会	福祉相談課
南丹市民生委員推薦会	福祉相談課
南丹市子育て発達支援センター運営委員会	社会福祉課
南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会	社会福祉課
南丹市地域自立支援協議会	社会福祉課
南丹市立障害者支援施設運営委員会	社会福祉課
南丹市介護認定審査会	高齢福祉課
南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議	高齢福祉課
南丹市高齢者福祉センター運営委員会	高齢福祉課
南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	高齢福祉課
南丹市老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課

名称	担当課
南丹市医療対策審議会	地域医療室
南丹市健幸まちづくり推進協議会	健幸まちづくり課
南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会	健幸まちづくり課
南丹市農業振興推進協議会	農業推進課
南丹市の森林を考える会	農山村振興課
南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会	農山村振興課
南丹市景観審議会	都市計画課
南丹市上下水道事業審議会	上下水道部
南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会	社会教育課
南丹市文化財保護審議会	社会教育課
南丹市いじめ防止等対策委員会	学校教育課
南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会	社会教育課
南丹市社会教育委員会議	社会教育課
南丹市子ども・子育て会議	こども家庭課
南丹市プロポーザル審査委員会	各担当課

(3) 審議会、委員会等による調査及び審議

まちをよくするために行政が樹立するさまざまな計画などに市民のみなさんの意見が直接反映できるよう、事業の内容に応じて審議会などの付属機関を設置し、特に専門性を必要とする場合や個人情報を含む場合を除いて、その審議会や委員会を構成する委員の一般公募を推進しています。一般公募している事業等は次のとおりです。

※審議会委員などへの参画を希望される方は、南丹市ホームページ審議会・委員会のページもしくはお知らせ版による募集の告知をご覧いただか、直接担当課にお問い合わせください。

※特に資格や経験などの専門性を有する審議会や委員会については、一般的な公募を行うことなく条例や要綱の定めにより、関連する団体を通して委員を推薦いただき直接的に就任をお願いする場合があります。

(市民公募を行っている審議会等)

計画							実績				担当課
名称	概要	委員数 公募：条例 〔全体：条例〕	公募目標 (前期実績)	任期 公募時期	応募資格	公募以外の委員	公募期間	公募結果	委員数に 対する女 性の割合 R7.4.1現 在	備考	
南丹市景観審議会	南丹市の景観 まちづくりに 関する審議等 を行います。	2人 〔10人以内〕	1人（1人）	任期：2年 公募時期 R6年12月 次回公募予定 R8年	市内に住所を有し、令和7 年4月1日時点で満20歳 以上の方で、審議会にお いて積極的に意見を述べ ていただける方	有識者、団体代表 等	R6年12月23 日～ R7年1月24日	0名	29%	南丹市ホーム ページ掲載 広報南丹（お 知らせコー ナー） なんなんテレ ビ文字放送掲 載 R6年12月23 日～R7年1月 24日	都市計画課
南丹市市民参加と協働 の推進委員会	市民が主体の まちづくりを 目指し、条例 に基づく市民 参加や協働の 推進に関する 施策について 審議を行いま す。	2人 〔7人以内〕	2人（2人）	任期：2年 公募時期 R6年12月 次回公募予定 R8年	市内在住または在勤で、 申し込みされた時点で20歳 以上の方で、積極的に意 見を述べることができる 方	市民活動団体関係 者、市内事業者、学 識経験者、公募によ る市民 等	R6年12月26 日～ R7年1月24日 (追加募集) R7年2月3日 ～ R7年2月21日	募集：2名 採用：2 名	57%	南丹市ホーム ページ・SNS 掲載 広報南丹（お 知らせコー ナー） なんなんテレ ビ 文字放送掲載 R6年12月26 日～R7年2月 21日	地域振興課

計画							実績			担当課
名称	概要	委員数 公募：条例 〔全体：条例〕	公募目標 (前期実績)	任期 公募時期	応募資格	公募以外の委員	公募期間	公募結果	委員数に 対する女 性の割合 R7.4.1現 在	
南丹市環境パートナーシップ会議	第2次南丹市環境基本計画の具体的な取り組みについて、企画、実施、推進を図ります。	若干名 〔15人以内〕	10人（2人）	任期：2年 次回公募予定 R7年	1.市内に住所を有する18歳以上の方 2.環境の維持、保全、向上に熱意のある方 3.第2次南丹市環境基本計画の推進に積極的に協力いただける方	識見を有する方			50%	環境課
南丹市社会教育委員会議	社会教育に関する計画の立案や調査研究を行つなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。	2人 〔12人〕	2人（1人）	任期：2年 次回公募予定 R8年2月	1.南丹市内に住所を有する者で満20歳以上の者 2.生涯学習やスポーツ、文化活動などの実践経験者又は社会教育に関心、見識のある者 3.南丹市社会教育委員会に出席できる者	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者			33%	社会教育課
南丹市地域公共交通活性化協議会	地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項の協議、「地域公共交通計画」の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行います。	定めていない 〔25人以内〕	若干名（1人）	任期：2年 公募時期 R7年2月 次回公募予定 R9年	市内に住所を有する方又は市内に勤務する令和7年4月1日時点で満18歳以上の方で、市内の公共交通に関心を持ち、会議において積極的に意見を述べていただける方。 ※高校生、南丹市議会議員、南丹市職員を除く	一般旅客自動車運送事業者、近畿運輸局京都運輸支局長、近畿運輸局京都運輸支局長、京都府南丹警察署 等	公募期限 R7年3月21日	募集：0名 採用：0名	8%	南丹市ホームページ掲載： R7年2月21日～3月21日 お知らせ版掲載： 令和7年2月28日（金） 発行

計画							実績				担当課
名称	概要	委員数 公募：条例 〔全体：条例〕	公募目標 (前期実績)	任期 公募時期	応募資格	公募以外の委員	公募期間	公募結果	委員数に 対する女性の割合 R7.4.1現在	備考	
南丹市健幸まちづくり推進協議会	住民の健康づくりと幸せなまちづくりのため総合的な方策を研究協議し、地域の実情に応じた対策に関し市長に助言し、その推進を図ります。	3人以内 〔20人以内〕	3人（2人）	任期：2年 公募時期 R6年6月 次回公募予定 R8年8月頃	年齢満18歳以上の者であって、南丹市内に住所を有するもの 健康で幸せなまちづくりを南丹市で実践しておられる方	市議会議員、学識経験者、関係行政機関職員、健康推進に関する住民組織等代表者、前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	R6年6月28日 ～ R6年7月25日	募集：3名 採用：2名	39%		健幸まちづくり課
南丹市地域創生会議	南丹市人口ビジョン及び南丹市地域創生戦略に関し審議し、戦略に基づき実施した施策・事業を検証します。	若干名 〔10人以内〕	1人（1人）	任期：2年 公募時期 R6年8月 次回公募予定 R9年6月頃	市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者（高校生を除く。）。ただし、本市の議会議員及び職員を除く。	産業界関係者、行政機関関係者、教育機関関係者、金融機関関係者、労働団体関係者、報道機関関係者、その他市長が必要と認める者	R6年8月16日 ～ R6年9月6日	募集：1名 採用：1名	30%	南丹市ホームページ掲載： R6年8月19日～9月6日 南丹市公式LINE：R6年8月19日	企画財政課
南丹市子ども・子育て会議	南丹市こども計画の進行管理などを行います。	5人以内 〔20人以内〕	5人（4人）	任期：2年 公募時期 R7年1月 次回公募予定 R9年2月頃	1.南丹市内に住所を有する方 2.小学生以下の子どもの保護者又は子育て経験のある方 3.開催される会議に出席できる方 4.本市議会議員及び本市職員でない方	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	R7年1月24日 ～ R7年2月21日	募集：5名 以内 応募：7名 採用：4名	68%		こども家庭課
南丹市男女共同参画社会推進委員会	男女共同参画の推進に関する事項について調査審議等を行います。	若干名 〔15人以内〕	若干名（0人）	任期：2年 公募時期 R7年2月 次回公募予定 R9年	1.南丹市内に住所を有する18歳以上の方 2.本市議会議員及び本市職員でない方	有識者、団体代表等	R7年2月	応募：4名	85%		人権政策課

(現在公募を行っていないが、公募の導入を検討している審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募委員数の 目標	選任方法	検討状況	委員数に 対する女 性の割合 R7.4.1 現在	担当課
南丹市行政評価 推進委員会	市の実施する行政評価について、第三者の視点から調査、審議し、市長に改善案等を助言します。	0人 〔5人以内〕	未定	経営及び行政評価について、優れた見識を有する者	検討中	現在委員 の委嘱なし	情報課
南丹市文化センター 運営審議会	南丹市内に設置した文化センター及び児童館の運営について調査、審議し運営の推進を図ります。	17人 〔20人以内〕	未定	自治会等地域住民団体の代表者、教育関係者、社会福祉関係者、学識経験者 等	検討中	18%	人権政策課
南丹市健康増進・食育 推進計画策定委員会	市民の健康増進と食育推進を一体的に推進するために取り組みに関する計画策定について、検討頂くことを目的に開催します。	0人 〔15人以内〕	2人	【検討中】年齢満18歳以上の者であって、南丹市内に住所を有する者 健康、食育、健康で幸せなまちづくりについて興味のある者	検討中	現在委員 の委嘱なし	健幸まちづくり課

(現在公募を行っていないが、公募の導入を検討している審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募委員数の 目標	選任方法	検討状況	委員数に 対する女 性の割合 R7.4.1 現在	担当課
南丹市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議します。	13人 〔15人以内〕	2人	文化財に関わりがあった、又は現在関わっている方で深い関心のある方。 文化財保護審議会は、有識者（専門分野二大学教授等）と公募市民から構成する予定。現在は令和6～8年度までの3年任期としているが、次回までに退任者が出て出た場合、順次公募を検討。	検討中	8%	社会教育課
南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会	放課後児童健全育成事業の円滑な運営を図るため、児童クラブの運営について審議します。	12人 〔15人以内〕	2人	議会、学校、保護者、主任児童委員、社会教育委員等の代表のうちから、教育委員会が委嘱しています。 公募枠として、2名程度を検討しています。	検討中	25%	社会教育課

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市指定管理者選定評価委員会	指定管理者の候補者選定等について、諮問を受け調査審議し、答申をします。	6人 〔8人以内〕	33%	大学教授、税理士、行政機関職員等に依頼をしているため。	指定管理者の妥当性を評価するにあたり、行政、税に精通した方を選出する必要があるため、公募は行わない。	学識経験を有する者、市職員、その他市長が必要と認める者	総務課
南丹市交通安全対策審議会	交通安全計画への答申など、交通安全に関する基本的事項を調査・審議します。 ※交通安全計画の策定及び審議会の在り方を含め見直しを検討したいと考えている。	0人 〔20人以内〕	現在委員の委嘱なし	交通対策の受益者からなる各種団体に依頼しているため	交通対策の受益者からなる各種団体から代表者を選出している。	市議会議員、教育委員会委員、所轄の警察署員、市内教育機関の職員、各種団体の役員、消防団の代表者等	総務課
南丹市建設事業等執行審議会	市内における土木、建築等の工事の円滑な執行に関し必要な事項を調査及び審議します。	5人 〔10人以内〕	40%	入札・契約制度を審議するにあたり、専門的知識を要するとともに、事案があった場合の開催であるため市民公募にはなじまない。	公平・中立の観点から、受益者等当事者は、建設業等の事業者となるため、審議会の目的になじまない。	教育委員会委員、各種関係団体代表、学識経験を有する者	監理課
南丹市公共事業再評価審査委員会	市が実施する公共事業のうち、長期間を経過したものについて再評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るために審議を行います。	5人 〔7人以内〕	20%	対象事案があった場合の開催であるため、任期中に開催されないことが多くあり、市民公募にはなじまない。	受益者＝市民として、現状で団体の代表を委嘱し、受益者等当事者は参画してもらっている。公募は検討していない。	学識経験者、住民組織等	監理課

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市防災会議	災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、南丹市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。また、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議します。	41人 〔45人以内〕	7%	防災に関する議論や方針決定には高度な専門知識、実経験、また、技術的要素が求められるため公募にはなじまない。	市民の安全・安心を確立するため、防災関係機関からの推薦により委嘱しているが、災害時の避難行動や自助、共助、地域のあり方など、市民の目線で意見を聞くものも委員として参画していただけるよう検討したい。	指定地方行政機関の職員、京都府の職員、警察官、南丹市職員、教育委員会、消防団関係者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者	危機管理課
南丹市国民保護協議会	南丹市の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進します。	40人 〔45人以内〕	8%	国民保護協議会は災害や緊急事態への対応を目的とした機関であり、そのメンバーには専門的な知識や実経験及び技術的な要素が求められるため公募にはなじまない。	市民の安全・安心を確立するため、防災関係機関からの推薦により委嘱しているが、災害時の避難行動や自助、共助、地域のあり方など、市民の目線で意見を聞くものも委員として参画していただけるよう検討したい。	指定地方行政機関の職員、京都府の職員、警察官、南丹市職員、教育委員会、消防団関係者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者	危機管理課

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市消防委員会	消防組織法(昭和22年法律第226号)第6条に規定する南丹市が責任を果たすべき消防に關し、必要な事項を調査審議し、市長の諮問に答え、又は建議します。	9人 〔10人以内〕	11%	消防委員会のメンバーは、消防の専門知識や技能を持っている方、及び地域の代表者、学識経験者で構成している。そのため、専門的な知識、訓練及び資格を持った人材を確保するために、公募ではなく、内部推薦や特定の資格を基に選定している。	消防団の幹部、消防業務に精通したもの消防関係機関の代表者を委員として構成しているが、市民の目線、また女性の視点からの意見を反映するための委員として参画いただけるよう検討したい。	消防団員、学識経験者	危機管理課
南丹市国民健康保険運営協議会	市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議します。 1.一部負担金の負担割合に関する事項。 2.保険税に関する事項。 3.保険給付の種類及び内容の変更に関する事項。 4.保健事業の実施大綱の策定に関する事項。 5.前各号に定めるもののほか、市長が国民健康保険の運営に関し重要と認める事項	13人 〔13人〕	38%	国民健康保険被保険者代表等、関係機関による推薦により委嘱していることから、公募は考えていない。	当事者として、国民健康保険被保険者代表4名に参画いただいている。	被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員	市民課

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市環境審議会	南丹市の美しいまちづくり及び地球温暖化対策に関する審議等を行います。	10人 〔若干名〕	20%	京都府で公募を実施している京都府地球温暖化防止活動推進員に参画いただいているため。	公募の採用を検討したが、京都府で公募を実施している京都府地球温暖化防止活動推進員に参画いただいているため、公募は行わない。	市内の各種団体の代表、学識経験を有する方、行政関係者、京都府地球温暖化防止活動推進委員	環境課
南丹市地域福祉計画推進委員会	南丹市地域福祉計画の推進を図るため、進捗状況の把握に関する事、方策の検討、見直しに関する事を協議し地域福祉を推進します。	19人 〔30人以内〕	21%	専門的な方、地域福祉活動団体代表者等、関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	市民組織や社会福祉関係団体等から代表者を選任いただいていることから、公募は考えていない。	学識経験者、市民組織代表者、社会福祉関係者、警察消防関係者、行政関係者等	福祉相談課
南丹市立障害者支援施設運営委員会	障がいのため就業が困難な方等に対し、生活指導及び作業指導等必要な指導訓練を行い、障害者の自立更生と福祉の向上を図る施設を設置し、その施設の円滑な運営を図るために運営委員会を設置します。	13人 〔24人以内〕	46%	受益者である施設通所者の保護者会から選出いただいているほか、学識経験を有する方や障害福祉の関係機関に推薦依頼し、選出いただいている。賞与協議は非公開としているため、今後検討が必要。	受益者等当事者は施設通所者となるが、その保護者会から代表者を選出、意見をいただいていることから、公募は考えていない。	学識経験者、保健福祉関係者、障害福祉関係者、社会福祉関係者、事業利用者家族の会 等	社会福祉課

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市地域自立支援協議会	障がいのある方の相談支援事業など地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議を行います。	18人 〔20人以内〕	11%	協議会は障害者自立支援法により設置されており、地域のサービス基盤を整備するための専門的知見に基づいて協議が行われている。そのため、受益者である当事者団体代表者、学識経験者、障害福祉の関係機関に推薦依頼し、選出いただいている。	受益者＝市民として、現状で当事者団体の代表に委嘱し、受益者等当事者は参画してもらっていることから、公募は考えていない。	学識経験者、保健福祉関係者、障害福祉関係者、当事者団体代表 等	社会福祉課
南丹市子育て発達支援センター運営委員会	障がいのある児童や発達支援の必要が認められる児童に対する必要な指導、訓練及び相談を行う南丹市子育て発達支援センターの円滑な運営を図ります。	13人 〔15人以内〕	54%	医療、母子保健、福祉、保育、教育等、専門的な知見に基づいて協議が行われている。そのため、学識経験者、保育所・幼稚園・学校関係者、保健福祉関係者、保護者会代表者等、関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため今後検討が必要。	受益者等当事者は施設通所者となるが、その保護者会から代表者を選出し、意見をいただいていることから、公募は考えていない。	学識経験者、保健福祉関係者、障害福祉関係者、社会福祉関係者、事業利用者家族の会、保育所・幼稚園・学校関係者等	社会福祉課

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市高齢者福祉センター運営委員会	南丹市高齢者福祉センターの運営について調査及び審議し運営の推進を図ります。	9人 〔15人以内〕	22%	高齢者福祉センターがある地域の利用者に参加いただいている。また、関係機関にも推薦依頼をし、選出いただいているため。	受益者＝各センターがある地域の利用者に参加いただいているため、現在のところ、公募は考えていない。	民生児童委員、社会福祉協議会会長、老人クラブ連合会会長、利用者代表等	高齢福祉課
南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	高齢社会の課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めます。	14人 〔20人以内〕	21%	委員は、高齢者を支える側の介護・保健・医療等のサービス提供事業者、民生児童委員や受益者（当事者）側でもある老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、家族介護者などから参画いただいている、受益者（当事者）の意見を聴取し反映が可能な体制であると考えるため。	受益者＝65歳以上高齢者や介護者となるが、現状では団体の代表等に参加していただいているので、公募は考えていない。	保健、医療及び福祉関係者、介護保険事業関係者、学識経験者、当事者団体等	高齢福祉課
南丹市医療対策審議会	市長の諮問に応じ、南丹市における総合的な医療等のあり方について調査、審議します。	0人 〔15人以内〕	現在委員の委嘱なし	市が諮問する医療対策を審議するにあたり、専門的知識を要するとともに、事案があった場合の開催であるため市民公募にはなじまない。	専門知識を有する団体から選出いただいているため、公募は考えていない。	市議会が推薦する議員、保健、医療及び福祉の関係者、公共的団体等の代表者、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者	地域医療室

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市農業振興推進協議会	農業の振興及び条件整備を図るために、農業政策に関し必要な施策について審議します。	13人 〔30人以内〕	8%	農業施策に関する専門的な内容での協議をするため、条例に掲げた組織等からの推薦者や、農業指導士等から選任しているが、より幅広い意見の聴取と施策の精度を高めるためにも、今後は農業者等の公募についても検討する。	個人情報等機密事項に留意することを前提に、農業者等の公募について検討する。	市農業委員会委員、農業団体役職員、土地改良区役職員、京都府関係機関、農業者、集落組織代表者、学識経験者等	農業推進課
南丹市野生鳥獣対策運営協議会	南丹市における有害鳥獣の捕獲体制を確立し、円滑かつ適正な有害鳥獣捕獲活動を推進していきます。	20人 〔20人以内〕	0%	委員を選任する際に有害鳥獣の捕獲体制及び捕獲活動に関する専門的な内容で協議を要するため、条例に掲げた組織・関係機関より人選しているため	専門知識を有する団体・個人を専任しており、公募は考えていない。	南丹市猟友会、京都府南丹広域振興局農林商工部等行政職員、管内に所在の森林組合、農業団体、市議会議員、京都府緑の指導員、農業委員会委員、管内に所在の漁業協同組合	農山村振興課
南丹市の森林を考える会	市民共有の環境財産である森林を適切に管理し、住民が参画することで幅広い意見を反映させた森林づくりを目指していきます。	17人 〔20人以内〕	6%	委員を選任する際に林業振興事業等専門知識を有するため、林業関連団体・林業従事者及び山林所有者・関係機関より人選しているため	専門知識を有する団体・個人を専任しており、公募は考えていない。	森林組合の役職員及び林業関係団体の代表者、林業従事者及び山林所有者、京都府関係機関等の行政職員	農山村振興課

(公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市上下水道事業審議会	上下水道事業の円滑な推進と健全な運営について審議します。	0人 〔会長、副会長及び委員若干人〕	現在委員の委嘱なし ※4.1時点では委嘱なし。 R7年5月以降、委嘱し実施予定	「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」第8条第3号で規定する使用料等について諮問するため適用除外としている。 上記以外の事項を諮問する場合は検討する。	「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」第8条第3号で規定する使用料等について諮問するため適用除外としている。 上記以外の事項を諮問する場合は検討する。	団体役員その他学識経験者	上下水道部
南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会	放課後児童健全育成事業の円滑な運営を図るため、児童クラブの運営について審議します。	12人 〔15人以内〕	42%	会議内容が個人情報に及ぶこともあるため。	団体からの選出委員の他、児童クラブを利用する保護者から4名の選出を行っており、市民からの意見を集約することが可能であることが言える。	議会、学校、保護者、主任児童委員、社会教育委員等の代表のうちから、教育委員会が委嘱します。	社会教育課
南丹市プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式により業務等を受託する事業者の候補者を選定するため、選定を行う契約案件ごとに審査委員会を設置し、審査を行います。	〔8人以内〕	案件ごとに設置するため算出不可	審査内容に関する専門的な知識経験を有する方に依頼する必要があるため。	専門知識を有する個人を専任する必要があり、公募は考えていない。	学識経験を有する者、市職員、その他市長等が必要と認める者	各担当課

(公募を行っていない審議会等：非公開)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市情報公開審議会	情報公開決定等に係る審査請求があつたときの市長等からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。	4人 〔5人以内〕	50%	会議の内容が情報公開決定等に係る審査請求に関する調査、審議であり、行政経験のある方に依頼をしているため。	機密や守秘義務に関する案件を扱う審議会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市個人情報保護審議会	個人情報開示決定等に係る審査請求があつたときの市長等からの諮問に応じて調査審議し、答申を行う等、南丹市個人情報保護審議会条例の規定により審議会が所管することとされた事務を行います。	4人 〔7人以内〕	50%	会議の内容が個人情報開示決定等に係る審査請求に関する調査、審議等であり、行政経験のある方に依頼をしているため。	個人情報を扱う審議会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市行政不服審議会	行政不服審査法に基づく審査請求があつたときの市長等からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。	5人 〔5人以内〕	40%	会議の内容が審査請求に関する調査、審議であり、行政経験のある方に依頼をしているため。	審査請求を扱う審議会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市特別職報酬等審議会	市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額や、議会の議員報酬、非常勤の特別職の報酬の額等について審議します。	4人 〔10人以内〕	25%	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	特別職等の報酬について審議するため、受益者等公募委員の考えには沿わない。	知識経験を有する者	人事課
南丹市入札監視委員会	市が発注する建設工事について、入札及び契約の過程並びに契約の透明性と公正な競争を確保するため審議を行います。	5人 〔5人以内〕	40%	入札・契約制度を審議するにあたり、専門的知識を要するとともに、事案があつた場合の開催であるため市民公募にはなじまない。	公平・中立の観点から、受益者等当事者は、建設業等の事業者となるため、審議会の目的になじまない。	南丹市建設事業等執行審議会の委員（南丹市建設事業等執行審議会の中に入札監視委員会を設置しているため）	監理課

(公募を行っていない審議会等：非公開)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市人権尊重のまちづくり審議会	本市における人権施策に係る基本方針などに関する重要な事項を審議する。	0人 〔5人以内〕	現在委員の委嘱なし	専門性が必要なため。	個人情報を扱う調査審議を行うため、公募は行われない。	市民及び関係団体の代表者、専門的な知識を有する者、その他市長が認める者	人権政策課
南丹市民生委員推薦会	民生委員法施行令第7条の規定に基づき、民生委員推薦会規則を定め推薦会を実施します。民生委員の確保のため必要です。	14人 〔14人〕	21%	審議内容が個人情報であり、有資格者等専門的な委員での審議をしているため。	個人情報を扱う調査審議を行うため、公募は行われない。	市議会議員、民生委員、社会福祉事業実施者、社会福祉関係団体代表者、教育関係者、行政職員、学識経験者	福祉相談課
南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会	南丹市の成年後見制度の利用促進及び適切な事業運営を確保するため、センター運営に関すること及び市の成年後見制度の利用促進に関することを協議し助言を行います。	6人 〔10人以内〕	67%	審議内容が個人情報であり、有資格者等専門的な委員での審議をしているため。	個人情報を扱う調査審議を行うため、公募は行われない。	弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者	福祉相談課
南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定に基づき、支給認定審査会において、適切な障害者介護給付費等支給認定審査を行います。	10人 〔15人以内〕	10%	審議内容が個人情報であり、審査会は非公開となっている。併せて、障害者自立支援法により、有資格者等専門的な委員で審議することが求められているため。	専門知識を有する団体から選出いただいたおり、公募は考えていない。	障がいのある方の実情に通じた者のうちから障害保健福祉の学識経験を有し、中立かつ公正な立場で審査が行える者	社会福祉課

(公募を行っていない審議会等：非公開)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市介護認定審査会	申請者の「基本調査にもとづく一次判定結果」「調査時の記述事項」「主治医による意見書」の内容をもとに審査・判定し、介護度等を判定します。	20人 〔20人以内〕	45%	認定審査にあたり、個人の医療・介護の情報・家族に関する情報等を取り扱っており、審査会は非公開となっている。併せて、委員は介護保険法により保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者とされており、専門的な知見に基づき審査することが求められるため。	左記の理由に基づき、専門性を有する者での組織化が必要である。	保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者 ※現委員：医師、看護師、介護保険事業関係者（施設長、管理者、介護支援専門員等）	高齢福祉課
南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議	家庭内等における高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携を図り、早期発見や未然防止対策等について協議します。	14人 〔15人以内〕	14%	高齢者虐待の実態について情報共有し、併せて虐待発生時にスムーズな対応を実施するための連携を深めることを目的としている。 また状況に応じてセンシティブな内容を取り扱うため、介護事業所・医師・民生児童委員等、実際の現場対応に参画する可能性がある機関より委員を選出しているため。	左記の理由に基づき、専門性を有する者での組織化が必要である。	保健、医療及び福祉関係者、介護保険事業関係者 等	高齢福祉課

(公募を行っていない審議会等：非公開)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	委員数に対する女性の割合 R7.4.1現在	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募することの是非	委員構成	担当課
南丹市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第11条に規定する措置の要否判定を行います。	7人 〔9人以内〕	29%	経済・環境等の理由から在宅での生活が困難と認められる方を対象として養護老人ホームへの入所の是非を判定するもの。 対象者の生活状況や親戚関係、経済事情等の個人情報を取り扱うことに加え、専門職としての知見等に基づいて判定をする必要があるため。	左記の理由に基づき、専門性を有する者での組織化が必要である。	医師、高齢者福祉施設、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター 等	高齢福祉課
南丹市いじめ防止等対策委員会	いじめの防止等のための対策について調査審議し、及び教育委員会の諮問に応じ意見を答申、法第28条第1項の規定による調査を行います。	5人 〔10人以内〕	20%	個人情報を取り扱う審議会のため。	個人情報を扱う調査審議を行うため、公募は行わない。	法律、教育、心理等必要な専門知識を有する者、その他教育委員会が必要と認める者	学校教育課
南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会	教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議します。	6人 〔15人以内〕	33%	非公開の審議会であり、屋内図面等個人情報を取り扱うため。	引き続き専門性を有する者での組織化が必要。	学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱します。	社会教育課

(4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座

市長はじめ理事者や市職員が地域に出向き、まちづくりの方針や施策の方針を市民に伝えるとともに、市民の声を直接聞きます。

計画				実績			担当課
名称	概要	実施予定時期	意見交換等の手法 申込み方法	実施日	参加人数等	備考	
出前講座	市民に、市政に关心を持っていただき、地域づくりに役立てていただくため、希望される地域に市職員が講師として出向き事業や施設等について説明します。	年中 (各講座の開講日程は申込者との調整により決定します。)	市内在住・在勤・在学のおおむね10人以上の団体の集まりを基本とします。希望日の3週間前までに申込書を提出いただけます。詳細は秘書広報課(0771-68-0065)にお問い合わせください。				秘書広報課

説明会・出前講座

分野	No.	講 座 名	主 な 内 容	担当課
総務	1	地域防災対策	南丹市地域防災計画と災害に対する日ごろの構え、災害時の行動、水害等避難行動タイムラインの作成などについて説明	危機管理課
	2	南丹市交通安全運動	南丹市と関係機関による交通安全の取組について説明	総務課
	3	公共施設の再編について	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画について説明	
	4	市税のあらまし	市税の概要と仕組みについて説明	税務課
地域振興	5	南丹市総合振興計画等	南丹市総合振興計画等の内容について説明	企画財政課
	6	南丹市の定住促進	南丹市が行う定住促進について説明	地域振興課
	7	認可地縁団体制度のあらまし	認可地縁団体の設立から運営方法について説明	
	8	南丹市の公共交通の現状	JR複線化やバス交通について説明	
	9	市民協働のまちづくり	市民と行政の協働によるまちづくりについて説明	
	10	南丹市情報化推進計画等	南丹市情報化推進計画の内容や、地域の方が地域内のデジタル弱者を支援する仕組みづくりについて説明	情報課
市民	11	南丹市環境基本計画	南丹市環境基本計画の内容について説明	環境課
	12	ごみの分別・排出方法とごみ処理の現状	ごみの分別・排出方法と目的及びその効果、また市のごみ処理方法・処理量などについて説明	
	13	医療制度のあらまし	国民健康保険や後期高齢者医療制度の内容について説明	市民課

市民	14	人権感覚の豊かな社会を構築するために	南丹市人権教育・啓発推進計画に基づき、市が実施する人権啓発の取り組みや基本的な考え方などについて説明	人権政策課
	15	男女共同参画社会の実現に向けて	南丹市男女共同参画推進条例、南丹市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての市の取り組みなどについて説明	
福祉保健	16	南丹市の健康推進事業	生活習慣病予防（メタボリックシンドロームなどの生活習慣病とその予防）について説明	健幸まちづくり課
	17	南丹市の母子保健事業	子どもの発育・発達や育児、離乳食、予防接種について説明	こども家庭課
	18	南丹市の子育て支援	子育て支援施策及び事業内容について、南丹市こども計画について、要保護児童対策の現状と児童虐待防止の啓発について、里親の普及啓発について	
	19	南丹市の障がい者福祉	南丹市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画や障がい者福祉施策及び事業内容について説明	社会福祉課
	20	成年後見制度について	成年後見制度についての説明	福祉相談課
	21	南丹市の高齢者福祉	南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画や高齢者福祉施策及び事業内容について説明	高齢福祉課
農林商工	22	農業振興支援	農業振興に対する支援施策について説明	農業推進課
	23	林業施設の整備、林業振興対策	林業施設の整備及び林業振興に対する支援施策についての説明	農山村振興課
	24	南丹市の観光	南丹市における観光振興について説明	商工観光課
	25	南丹市の商工振興	南丹市の商工振興について説明	
	26	消費生活相談	消費生活関連の説明	
土木建築	27	南丹市の都市計画	南丹市における都市計画の現状と今後について説明	都市計画課
	28	南丹市の景観まちづくり	南丹市の優れた景観を守るための南丹市景観計画の説明とそれに係る届け出制度について説明	
	29	南丹市の公営住宅	南丹市における公営住宅の現状について説明	

土木建築	30	道路と河川の維持管理	南丹市における道路と河川の維持管理の現状について説明	建設整備課
	31	道路と河川事業	道路および河川事業について説明	
水道	32	南丹市の上水道	南丹市における上水道の現状と今後について説明	上下水道課
	33	南丹市の下水道	南丹市における下水道の現状と今後について説明	
教育	34	南丹市の小・中学教育	学校教育に対する支援事業について説明	学校教育課
	35	南丹市の歴史と文化	南丹市の歴史について説明	社会教育課

(5) アンケート

計画						実績			担当課
事業名	実施目的 (活用方法)	アンケートの 調査方法・実 施方法	実施予定時期	アンケートの 対象者 (人数)	結果の 公開可否	実施時期 (月)	回答件数	備考 (結果の掲 載場所)	
市民意識調査	南丹市総合振興計画の進捗管理のため、市民が日頃感じていることや市民ニーズ等を把握し、その結果を今後の計画策定の基礎資料として活用する。	無作為抽出、調査票を郵送、回答はオンラインを併用	8月頃	2,500人	可				企画財政課
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	南丹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定にあたり、市内高齢者などの生活実態や健康状態等を把握し、令和9年度から11年度までを計画期間とする計画策定の基礎資料として活用する。	要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の高齢者及び要支援1・2の認定を受けている65歳以上の高齢者及び事業対象者より無作為抽出、郵送	3年に1回 R7年12月(予定)	3,000人	可				高齢福祉課
在宅介護実態調査		在宅の要介護認定者（要介護1～5）より無作為抽出、郵送	3年に1回 R7年12月(予定)	900人	可				高齢福祉課

(6) 共同研究

大学等の学生の受け入れや、大学や企業との連携を積極的に推進し、学生の政策形成能力を養成するとともに、地域における協働を推進し専門的分野から地域課題の解決を促します。

名称	概要	計画		実績			担当課
		実施予定時期	調査結果を反映させる事業	実施時期	実施内容等	備考	
南丹市内の高等教育機関ならびに連携協力包括協定締結大学との共同研究	明治国際医療大学、京都府立大学、佛教大学との連携を進めます。	随時	各課の事業に反映				地域振興課
インターンシップ実習生の受入	市役所における総合的就業体験を通じて学生の政策形成能力を養います。	随時	学生の希望等に応じて決定				人事課

(7) 市民との協定

市民と行政の協定により、新たなまちづくりの仕組みづくりや施策等の実施を積極的に進めます。

計画				実績		担当課
名称	概要	提案募集の 実施予定期	対象者（地域）	締結件数	備考	
景観協定	地域で特徴的な景観についての協定を 地域住民等で結び、市が認定します。	隨時	景観計画区域（美山管内）			都市計画課

(8) その他の市民参加手続きの実施

その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。（例：陳情、ご意見箱など）

計画				実績			担当課
名称	概要	実施予定時期	要望等の対応方法	実施時期	実施回数、受付件数等	備考	
子育て支援関係団体意見交流会	南丹市内に拠点を置いて活動されている子育て支援に関する団体や子育て支援拠点事業に関わりのある団体等が集い、各団体の活動に理解を深めると共に、市内の子育ての環境や課題について共有します。	毎年2月頃	課題を検証し、対応します。				こども家庭課
子育て広場での意見箱設置	子育て広場の利用しやすい運営を目指し意見箱を設置します。	年間 R7年4月1日～ R8年3月31日	課題を検証し、対応します。				こども家庭課
南丹市政へのご意見箱	ホームページ及び本庁と各支所の窓口に「南丹市政へのご意見箱」を開設・設置し、意見や提言等を募集します。	随時	投稿された方が匿名、連絡先無記入などの場合を除き、できる限り個別に回答します。 また、寄せられたご意見・ご提言の中から、より多くの市民の皆さんと情報共有すべきと思われるものについては、ホームページ上の「南丹市政へのご意見箱」に随時掲載します。ただし、内容によっては回答及び公開を控えさせて頂く場合もあります。				秘書広報課

第3章 協働

市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、対等かつ自由な立場で互いを尊重し、役割分担及び補完しあいながら公共的課題の解決に当たることです。

Partnership

市民のみなさんの価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のまちづくりに対するニーズもますます高度化・多様化しており、行政が現在のシステムでこれら全てに応えていくことは困難な状況となっています。だれもが安全安心で快適に暮らせる魅力あるまちを実現するためには、行政主導型のまちづくりではなく、市民や企業、行政がともに自分たちの役割を理解し合い、それぞれの弱みを、それぞれの強みで補いながら、さまざまなニーズに対応する必要があり、それを実現する仕組みが「市民協働」です。

普段の生活で意識せずに行っていることも多く、今後もそれぞれができる取り組みことで、まちが元気になる仕組みづくりを進めます。

1. 協働の形態

公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとします。

- (1) 事業の委託
- (2) 協働（共催）
- (3) 協働（事業協力）
- (4) 協働（支援・補助）

(1) 事業の委託

市が実施責任を負う事業を民間の団体などに実施いただくものです。その事業が効果的に実施できるよう内容によって地域や市民団体等へ委託します。

(現在実施している、若しくは今後実施予定の委託事業)

計画				実績			担当課
事業名	事業の概要	事業を委託する団体の条件など	実施予定期	実施時期	委託先	備考	
ものづくりのまち推進業務	さまざまな分野で活躍する個々の工芸家が相互交流し、連携することにより魅力を引出し、情報発信をすることのできる体制をつくります。	伝統工芸や工業製品の振興を支援し新たな特産品をつくることのできる団体	通年				地域振興課
南丹市国際交流推進事業	市民レベルでの国際交流を活発化させ、外国人住民が安心して暮らせる多文化共生社会の実現を推進します。	外国文化との交流を推進するノウハウを持つ団体	通年				地域振興課
まちづくりデザインセンター業務委託	まちづくり活動を推進するため、その拠点として「南丹市まちづくりデザインセンター」を設置し、市民活動を推進します。	まちづくりデザインセンターの業務を担えるNPO法人	通年				地域振興課

計画				実績			担当課
事業名	事業の概要	事業を委託する団体の条件など	実施予定期	実施時期	委託先	備考	
学生交流プロジェクト	地域・大学・学生が直接つながる機会を提供し、地域での大学や学生との連携を促進します。	学生と地域の交流を促し、企画の立案まで導くプログラムの調整ができる団体	4月～2月				地域振興課
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭への育児や健康、必要な手続き等について講習会等を開催し、支援と対象者の情報交換の場とします。	ひとり親家庭と日常つながりのある団体	通年				こども家庭課
子育てつどいの広場開設運営業務	親子の交流や相談に応じる地域子育て支援拠点事業を民間委託により実施します。	子育て支援に関わるNPO法人	通年				こども家庭課
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせ、幼稚園・保育所の施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供、相談・援助を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子育てすこやかセンター内子育て支援に関わるNPO法人	通年				こども家庭課

計画				実績			担当課
事業名	事業の概要	事業を委託する団体の条件など	実施予定期	実施時期	委託先	備考	
産前・産後サポート事業	妊娠届出時に申し込みを受け付け、マタニティ訪問を行い、妊娠婦やその家族が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、保健師や助産師、看護師等の専門家、子育て経験者及びシニア世代等による相談支援を行います。	子育て支援に関わるNPO法人	通年				こども家庭課
伴走型相談支援事業	妊娠婦及び子育て世帯が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、身近な場所で気軽に相談支援を実施することで、必要な情報提供を行い、孤立感の解消と育児不安の軽減を図るとともに、関係機関との連携を行います。	子育て支援に関わるNPO法人	通年				こども家庭課
京都府管理河川環境整備作業委託	南丹市内の府管理河川（一級河川及び二級河川）の環境維持の作業を行います。	自治会を母体とする団体等	5月				建設整備課

(2) 協働（共催）

市民と市が共に主催者（事業主体）となって事業を実施するもので、南丹市が参画する実行委員会等の組織で事業を実施するものです。

（現時点での共催事業及び今後実施予定の共催事業）

計画				実績			担当課
事業名	事業の概要	共催する相手	実施予定時期	実施時期	実施内容・参加人数等	備考	
男女共同参画事業『キラリなんたん』	男女共同参画の視点で市民対象の啓発事業を実施します。	京丹波町	男女共同参画週間（6月）				人権政策課
人権講演会やフォーラム	人権に関する市民啓発事業を実施します。	南丹市人権教育・啓発推進協議会	人権強調月間（8月） 人権週間（12月）				人権政策課

(3) 協働（事業協力）

市民と市が相互の役割を定め、協力して事業を実施するものです。

（現時点での事業協力及び今後実施予定の事業協力）

事業名	事業の概要	役割分担など	計画		実績		担当課
			実施予定期	実施時期	実施内容・参加人数等	備考	
交通安全活動	南丹船井交通安全協会南丹支部とともに、啓発活動を実施します。	市民 運営委員は各活動を自ら実施 行政 事務局として庶務を行うほか、各活動に参加	通年				総務課
南丹市子育てすこやかセンター事業	主に保育所や幼稚園に在籍するまでの親子の居場所と相談の場を提供します。お話しなどの行事についてボランティア団体の協力を得て開催します。	市民 ボランティア団体が内容を企画し実施 行政 子育てすこやかセンターが行事枠を確保	通年				こども家庭課
障害者相談員設置事業	地域の実情に精通した市民を相談員として、障がいのある方や家族の目線に立った相談支援を行い、行政や専門機関とのパイプ役として活動していただきます。	市民 身近な地域で障がいのある方からの相談対応、旧町単位で月1回のなんでも相談日の開催など 行政 相談員が受けた相談のうち専門的支援が必要な場合の対応、活動内容の周知、相談員への研修、謝礼・保険料の支出など	旧町単位で月1回のなんでも相談日を開催する				社会福祉課

計画				実績			担当課
事業名	事業の概要	役割分担など	実施予定期	実施時期	実施内容・参加人数等	備考	
ふるさと道路・河川愛護活動	京都府が管理する生活に密着した道路や河川を市民のみなさまと一緒に、大切に維持保全することで、その安全性や郷土愛を高め、美しい魅力あふれるまちの実現と公共施設としてのマナー向上に取り組みます。	市民 ごみ拾い、除草、花の植栽、樹木の選定、不備や危険個所の情報提供 行政 不備や危険を解消するための維持修繕	通年				建設整備課
なんたん健幸ポイント	健幸ポイント事業は、専用の活動量計（またはスマホの専用アプリ）を持ち歩き、定期的に健幸ステーションで体重や脂肪や筋肉の量を測ることで、自分のからだの事や活動の状況を「見える化」します。	市民（参加者） 事業を通じて主体的に健康づくりに取り組む 企業・事業者 賞品等の提供により参加者の健康づくりを支援 行政 事務局として市民の健康を推進	4月に参加者を募集する。 年度末まで事業を実施。				健幸まちづくり課

(4) 協働（支援・補助）

市民が自発的・自主的に行う公共的な事業に対し、市が財政的支援や物的支援などを行うものです。

財政的支援 このほかにもさまざまな団体による支援情報などがありますので、担当課にお気軽に
お問い合わせください。

計画					実績			連絡先	担当課
事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	実施時期	申請件数等	備考		
南丹市まちづくり活動交付金	市民団体等が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を補助します。	1年目 上限20万円・3/4 2年目 上限15万円・2/3 3年目 上限10万円・1/2	申請書をご提出ください。	R7年4月14日～R7年6月30日				0771-68-0019	地域振興課
南丹市学校提案型まちづくり活動交付金	京都府下の大学・大学院・短期大学・専修学校が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を補助します。	上限20万円 補助率 10/10	申請書をご提出ください。	R7年4月14日～R7年6月30日				0771-68-0019	地域振興課
南丹市学生提案型まちづくり活動交付金	学生団体が、地域団体と連携・協働して南丹市内で実施する地域貢献活動に要する経費を補助します。 ※学生団体：高等学校、大学、大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校に所属する学生により構成された団体	上限10万円 補助率 10/10	申請書をご提出ください。	R7年4月14日～R7年6月30日				0771-68-0019	地域振興課

計画					実績			連絡先	担当課
事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	実施時期	申請件数等	備考		
空き家掘り起こし事業	区などが空き家の所有者などに空き家バンクへの登録を働きかけることにより、その所有者などが登録に同意され、空き家バンクに新規登録された場合に報奨金を支給します。また、その空き家が新規活用された場合、上乗せして報償金を支給します。	空き家バンク登録 1物件につき3万円支給 空き家新規活用 1物件につき2万円を上乗せして支給	まずはお問い合わせください。	毎年度実施				0771-68-0019	地域振興課
空き家掃除お助け事業	空き家バンクに登録された空き家や新規活用が見込まれる空き家について、区などがその所有者などの同意を得た上で、地域ぐるみで家財道具の撤去作業などを行う場合、区などに対して、廃棄物処分費のうちバケット代を補助します。	1物件につき20万円を上限に補助	まずはお問い合わせください。	随時募集				0771-68-0019	地域振興課
南丹市管理道路・河川等清掃補助金交付	市民により組織された清掃ボランティア団体が行う、市管理の道路・河川及び公園の清掃活動に必要な保険料掛金や草刈機の燃料代等の全部又は一部を支援します。	1実施団体2万5千円を上限に、清掃活動参加者1名当たり年額500円を基本とします。	当該補助金交付要綱によります。	随時募集				0771-68-0051	建設整備課

計画					実績			連絡先	担当課
事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定期	実施時期	申請件数等	備考		
南丹市資源ごみ集団回収事業	家庭生活のなかから排出される資源ごみ（古布、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール）の集団回収を自主的に実施する地域住民により構成された団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付します。	(5円 [kg当たり単価] 一業者買上単価 [kg当たり])×回収量(kg)=報奨金	5/31までに団体登録申請いただいた団体が対象となります。実施月ごとに、計量証明書、納品書など、業者の【買上単価】および【回収量】のわかる書類を添付し、交付申請ください。	毎年度実施				0771-68-0085	環境課
南丹船井交通安全協会南丹支部活動補助金	組織運営に対して、定額補助を行います。南丹船井交通安全協会南丹支部と連携する啓発活動により交通死亡事故の減少を図ります。	270千円／年	申請団体は南丹船井交通安全協会南丹支部に限ります。	年度当初募集				0771-68-0002	総務課
南丹船井地域交通安全活動推進協議会活動補助金	組織運営に対して、定額補助を行います。南丹船井地域交通安全活動推進協議会と連携する啓発活動により交通死亡事故の減少を図ります。	36千円／年	申請団体は南丹船井地域交通安全活動推進協議会に限ります。	年度当初募集				0771-68-0002	総務課
自主防災組織育成事業	地域の自主的な防災活動に対して補助します。	各団体の防災事業に対して補助を行います。	まずはお問い合わせください。	年度中募集(年度内完了要)				0771-68-0021	危機管理課

モノ支援

このほかにも多くの備品が貸し出せる場合がありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

計画					実績			連絡先	担当課
事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定期	実施時期	申請件数等	備考		
まちづくり活動に必要な機材、備品、書籍の貸出、名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターに登録（登録料年間1,000円）した団体に無料または有料で貸し出します。	コピー機、輪転機、ラミネーター、FAX、プロジェクター、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ボイスレコーダー、三脚、フロアマット、鬼の衣装、ガチャガチャ機、書籍等の貸出、展示ブース、会議スペースの貸出、名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターにお申し込みください。	随時受付				0771-68-3555	まちづくりデザインセンター
積み木の貸出	ものづくりを通じて親子交流を図る体験講座で制作した積み木と市内NPOに制作を依頼した積み木を親子交流が図れるイベント等に貸し出します。	積み木及びマット等の貸出	随時申し込みを受付し、貸出簿に記載。申請用紙があります。	随時受付				0771-68-0028	こども家庭課

ヒト・ノウハウ支援

このほかにも多くの情報等を提供できる場合がありますので、担当課にお気軽に問い合わせください。

計画					実績			連絡先	担当課
事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定期期	実施時期	申請件数等	備考		
食育推進事業	食の情報提供などを通して、広く市民に食育推進を図ります。	専門職(栄養士)の協力、シリビ等の教材を提供、貸し出します。	随時連絡	随時受付				0771-68-0016	健幸まちづくり課
集落の教科書づくりの推進	集落がI・Uターン者などを迎えるに当たつて、地域独自の情報発信を行うツールとして、地域のルールや集落の基本的事項をまとめた冊子の作成を推奨します。	教科書づくりを支援し、空き家バンクとの連動や情報発信などを行います。	随時連絡	随時受付				0771-68-0019	地域振興課

第4章 仕組み

Structure

～協働をすすめる仕組みづくり～

協働を推進するうえでは、お互いが情報を共有し、理解し合い、どのようなまちにしたいかと一緒に話し合う場が必要です。

行政が積極的に情報を発信し、市民との意見交換や交流の場を積極的にもち、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みづくりを積極的に進めます。

1. 協働をすすめる仕組み

- (1) 情報を積極的に発信します。
- (2) 意見交換の場や交流の仕組みをつくります。
- (3) まちづくりデザインセンターを中心とした、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みをつくります。

(1) 情報の積極的な発信

行政には情報が集まりやすいという特性があり、個人情報等を除き、これらを積極的に市民に提供することは協働の推進にとって大変有意義です。さまざまな冊子やニュースなどをできる限り可視化し、市民に積極的な情報提供を図る仕組みをつくります。

計画			実績		連絡先	担当課
事業名	事業の概要	実施予定時期	実施時期	備考		
情報誌等閲覧促進事業	行政に送付される様々な情報誌などで、市民に有益な情報をまちづくりデザインセンターなどに集約し提供します。	隨時			0771-68-0019	地域振興課
nancla（なんくら）ホームページ	定住促進情報を集約し発信しています。	通年			0771-68-0019	地域振興課
定住促進ガイドブック「なんくら」	定住促進を図るツールのひとつとして、南丹市や関係機関が実施する各種施策などの情報を掲載するガイドブックを作成します。	毎年度更新			0771-68-0019	地域振興課

計画			実績		連絡先	担当課
事業名	事業の概要	実施予定時期	実施時期	備考		
障がい者福祉のあんない版	障がいのある方に関する制度をわかりやすく周知するための冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。	毎年度更新			0771-68-0007	社会福祉課
当事者団体加入のすすめ	同じ悩みを持つ人同志がわからちあい学びあい支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。	毎年度更新			0771-68-0007	社会福祉課

(2) 意見交換の場や交流の仕組み

協働を推進するうえではお互いを信頼しあい、対等な立場でアイデアなどが出し合える環境が必要です。まちづくりについて気軽に交流できる場づくりを行います。

計画			実績			連絡先	担当課
事業名	事業の概要	実施予定時期	実施時期	参加者数等	備考		
隨時実施							

(3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み

市民活動においては、行政からの情報だけでなく、団体同士、団体に必要なものやコトなどをつなぐための中間支援的役割が必要です。南丹市まちづくりデザインセンターが中心となり、それらのコーディネートや資金面でのアドバイスを行います。

計画			実績		連絡先	担当
事業名	事業の概要	実施予定期間	実施件数等	備考		
相談・紹介事業	まちづくりデザインセンターのコーディネートにより、様々な団体やひと・もの・コトをつなぎ、より効果的で多面的な事業を推進します。	随時 ※開館時間 水・木・金 10時～18時 第1・3土 10時～12時			(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター
情報収集及び発信事業	まちづくりデザインセンターにより、さまざまな市民活動の情報及び市民活動に役立つ情報を収集し、ホームページやSNS、メール便、配架、掲示、ポスティングなどで市民に共有します。	随時			(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター